

# 平成28年10月1日から、

平成28年8月

# 届書のご提出は事務センターへご郵送ください

平成28年10月より、「厚生年金保険適用関係届書」等の審査等の業務を年金事務所から事務センターへ移行します。

年金事務所へご提出（窓口・郵送）された届書は、事務センターで審査等の業務を行うこととなるため、回送にかかる時間の削減等、業務処理の効率化が必要となります。

届書は直接、**東京広域事務センター**へご郵送いただきますようご理解とご協力をお願いします。

※平成28年10月1日より、東京事務センターは山梨事務センターと統合し**東京広域事務センター**として名称を変更します。

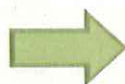
## 届書の郵送先

〒135-8071 江東区有明3-6-11 T F Tビル東館  
日本年金機構 東京**広域**事務センター

年金事務所へご提出された場合

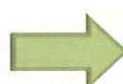


お客様



年金事務所

受付



事務センター

審査

事務センターへご郵送された場合



お客様



事務センター

受付・審査

※以下の届書は、これまでどおり、管轄の年金事務所へご提出ください。

- 二以上事業所勤務者にかかる届書
- 船員保険被保険者にかかる届書
- 日雇特例被保険者にかかる届書
- 高齢任意加入被保険者にかかる届書
- 保険料口座振替関係届書
- 適用事業所所在地・名称変更（訂正）届（管轄外）
- 一括適用承認申請書

★事務センターは、郵送受付及び提出済書類にかかる対応のみとなり、来訪や電話による受付・相談窓口の設置はございません。ご相談及びお問い合わせは、これまでどおり、管轄の年金事務所をお願いします。

★平成28年10月1日より、『中野』『杉並』は『新宿』年金事務所に厚生年金・健康保険の適用・徴収機能が移管・集約されます。

## 問い合わせ先（管轄年金事務所へお問い合わせください。）

年金事務所	担当課	電話番号（代表）
千代田	厚生年金適用課	03-3265-4381
中央	厚生年金適用課	03-3543-1411
港	厚生年金適用課	03-5401-3211
新宿	厚生年金適用課	03-5285-8611
杉並	厚生年金適用調査課	03-3312-1511
中野	厚生年金適用調査課	03-3380-6111
上野	厚生年金適用調査課	03-3824-2511
文京	厚生年金適用調査課	03-3945-1141
墨田	厚生年金適用調査課	03-3631-3111
江東	厚生年金適用調査課	03-3683-1231
江戸川	厚生年金適用調査課	03-3652-5106
品川	厚生年金適用調査課	03-3494-7831
大田	厚生年金適用調査課	03-3733-4141
渋谷	厚生年金適用課	03-3462-1241
目黒	厚生年金適用調査課	03-3770-6421
世田谷	厚生年金適用調査課	03-6880-3456
池袋	厚生年金適用調査課	03-3988-6011
北	厚生年金適用調査課	03-3905-1011
板橋	厚生年金適用調査課	03-3962-1481
練馬	厚生年金適用調査課	03-3904-5491
足立	厚生年金適用調査課	03-3604-0111
荒川	厚生年金適用調査課	03-3800-9151
葛飾	厚生年金適用調査課	03-3695-2181
立川	厚生年金適用調査課	042-523-0352
青梅	厚生年金適用調査課	0428-30-3410
八王子	厚生年金適用調査課	042-626-3511
武蔵野	厚生年金適用調査課	0422-56-1411
府中	厚生年金適用調査課	042-361-1011

※番号のかけ間違いにご注意ください。自動音声でご案内します。

自動音声「3」を押してください。

※受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分